ティング業務の請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年１月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

④　本学が本事業について「基本計画策定・発注者支援業務」を委託している株式会社山下ピー・エム・コンサルタンツ又は同社と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。

⑤　最近１年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者。

⑥　提案参加企業、あるいは提案参加ＪＶ又は提案参加コンソーシアムの構成員のいずれかが、他の提案参加企業、提案参加ＪＶ又は提案参加コンソーシアムの構成員として参加していないこと。

⑦　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑧　経営状況が健全であること。

⑨　不正又は不誠実な行為がないこと。

３）提案参加者の資格　設計及び工事施工の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。

①　設計企業の資格　設計企業は、次に掲げる㋐～㋓の要件を全て満たすこと。提案参加ＪＶ若しくは提案参加コンソーシアムにおいて設計企業が２社以上となる場合、１社は全ての資格要件を満たし、その他は㋐及び㋑を満たすこと。

㋐　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３章第32条で定める競争参加資格について、平成29・30年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」及び「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること、又は建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,200点以上である者が登録を受けている一級建築士事務所であること。

㋑　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

㋒　平成14年度以降に、以下のａ及びｂを元請として受注し、業務を完了した実績を有すること。

ａ　延べ面積が15,000㎡以上の病院（医療法第１条の５第１項に規定する「病院」）の新営（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の床面積が15,000㎡以上とする。）のうち、免震構造で病床を有する建築物に係る実施設計業務

ｂ　既存建築物に対する、免震工法を用いた耐震改修工事の実施設計業務

㋓　参加表明書の受付日から起算して過去３カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある管理技術者及び担当主任技術者を配置できること。

②　施工企業の資格　施工企業は、次に掲げる㋐～㋒の資格要件を満たすこと。提案参加ＪＶ若しくは提案参加コンソーシアムにおいて施工企業が２社以上となる場合、代表企業は全ての資格要件を満たし、その他は㋐の資格要件を満たすこと。

㋐　提案参加企業又は提案参加ＪＶ若しくは提案参加コンソーシアムの代表企業は、文部科学省において、建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,200点以上であること。提案参加ＪＶ若しくは提案参加コンソーシアム構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、建築一式工事又は電気工事及び管工事において、1,000点以上であること。

㋑　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、以下のａ及びｂの要件を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

ａ　延べ面積が15,000㎡以上の病院（医療法第１条の５第１項に規定する「病院」）の新営（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の床面積が15,000㎡以上とする。）で、免震構造で病床を有する建築物に係る建築一式工事

ｂ　既存建築物に対する、免震工法を用いた耐震改修工事の建築一式工事

㋒　以下のａ及びｂの要件を満たす監理技術者を、建設業法の定めるところにより専任で配置できること。

ａ　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。

ｂ　参加表明書の受付日から起算して過去３カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

４）配置予定技術者の資格　配置予定技術者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、特記無き限り、複数業務の兼任は認めない。

①　統括責任者の資格　統括責任者は、次に掲げる㋐の資格要件を満たすこと。

なお、統括責任者は、管理技術者又は現場代理人を兼ねることができる。

㋐　提案参加企業（提案参加ＪＶ若しくは提案参加コンソーシアムの場合は代表企業）に所属する者であること。

②　管理技術者（基本設計・実施設計）の資格　管理技術者は、次に掲げる㋐、㋑の資格要件を満たすこと。なお、管理技術者は、建設企業の監理技術者及び現場代理人を兼ねることはできないが、担当主任技術者を兼ねることができる。

㋐　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項の規定に基づく一級建築士であること。

㋑　平成14年度以降に設計業務が完了した、延べ面積が10,000㎡以上の病院（医療法第１条の５第１項に規定する「病院」）の新営（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の床面積が10,000㎡以上とする。）のうち、免震構造で病床を有する建築物に係る実施設計業務において管理技術者として従事した実績を有すること。

③　主任技術者（建築（意匠））（基本設計・実施設計）の資格　主任技術者（建築（意匠））は、次に掲げる㋐、㋑の資格要件を満たすこと。

㋐　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項の規定に基づく一級建築士であること。

㋑　平成14年度以降に設計業務が完了した、延べ面積が10,000㎡以上の病院（医療法第１条の５第１項に規定する「病院」）の新営（増改築を含む。増築の場合は工事対象範囲の床面積が10,000㎡以上とする。）の実施設計業務に従事した実績を有すること。

④　主任技術者（建築（構造））（基本設計・実施設計）の資格　主任技術者（建築（構造））は、次に掲げる㋐、㋑の資格要件を満たすこと。

㋐　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項の規定に基づく一級建築士又は建築士法第10条の２第１項の規定に基づく構造設計一級建築士であること。